

## 「標準化」は 新商品市場展開の ビジネスツール

「標準化」というと皆さんはどのような感想をお持ちでしょうか？ 緑の下の力持ち、大事だけど地味だよ、とか研究開発で差別化を図ろうとしているのに画一的な標準化は邪魔なんだよね、とか…いろいろ聞こえてきそうです。

でも、実は「標準化」は使い方によっては新商品を市場にスムーズに展開するためのビジネスツールになるのです。そして経産省はそのための新たな制度を立ち上げました。このことを2回に亘って順を追ってご説明したいと思います。



### 標準化とは

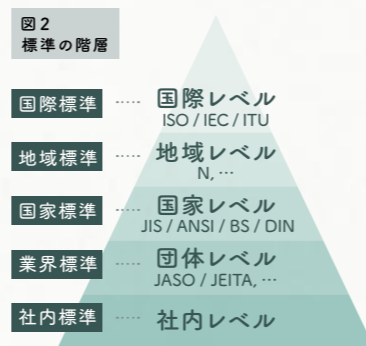
そもそも「標準化」とはなんですか？ 専門機関である日本工業標準調査会(JISC)のHPによれば、“多様化・複雑化・無秩序化する事柄を少数化・単純化・秩序化する”ことを言い、それによって制定される取り決めが標準・規格といわれるものです。標準化の起源は大変古く、紀元前2500年ごろにエジプトのピラミッド建設にあたって石の大きさの測定法や積み上げ手順などの標準が自然発生的にできたとの説もあるようです。

標準化の役割は、互換性・インターフェースの確保、正確な情報伝達、性能確保など図1にみられるとおり

です。私達の暮らしに如何に密着しているかがお分かりいただけると思います。

“標準・規格”には、ISO・IECやJISなどの公的な標準(デジュール標準)や市場での競争で勝ち抜いた事実上の標準(デファクト標準)があり、またその中間に企業集団などが作成するフォーラム標準やコンソーシアム標準があります。これらの種類により手続きの公開性やコンセンサスレベルが違ってきます。公的標準になるほど“高い”と言えるでしょう。

“標準・規格”には階層もあります。ISO・IEC等の国際標準を頂点にして、地域標準、国家標準、業界標準、社内標準の順に展開していきます。[図2]



基本的には上層の標準に下層の標準が従うこととなります。このことが標準化がビジネス上の戦略手段となりうる理由の一つですが、これについては後ほど述べさせていただきます。

### 標準化と知的財産権

標準化制度と特許等の知財制度は両極にあり、相容れないと思われる方が多いように見受けられます。しかし実際は、必要があれば特許等の技術も一定の条件のもとに標準に取り込むことができます。

この際の条件とは、特許権者は、標準を使う人に対し、無償もしくは非差別的かつ合理的条件(RAND条件)で特許権の実施を許諾することが求められることです。

従って、企業は標準化と知財を車の両輪のように考えてビジネス戦略を練るべきでしょう。

### 標準化が市場展開の ビジネスツールになる理由

標準化がビジネスツールになる理由を、標準化全般と特に国際標準に分けてご説明します。

まず、国内標準化を含む標準化全般ですが、その効果の一つとして“技術の見える化”があります。特にブランド力がそれほどない中小企業にとっては公的標準で

あるJIS等の制定は大きな効果があると思います。また、競合技術がある中で自社技術が標準化されることは“研究開発等の先行投資が生かされる”こととなります。さらには市場から“低品質品の排除”も可能となります。一旦標準化されれば、“ロックイン効果”によりユーザーが逃げなくなるという効果も期待できるでしょう。[図3]

一方で、国際標準ですが、これは国際法制度上の強い理屈があると思っています。

WTO(世界貿易機関)のTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)で、各国の規格(法律の技術基準なども含む)作成の際には原則として国際標準(ISO/IEC等)を基礎とすることが義務づけられています。また、政府調達協定でも同じような義務付けがなされています。

従って、自社又は自国技術で国際標準を制定できれば、断然世界市場で有利になるわけで、このことが国際標準化が世界市場展開のビジネスツールになる一番の理由かと思っています。

このため国際標準化を巡ってはさまざまなドラマがあり、私も成功事例・失敗事例を経験していますが、これらを含め次号では新市場創造型標準化制度と標準化活用支援パートナーシップ制度についてご紹介する予定です。

図3 標準化の効果 標準化の活用により期待される効果の例

- 例1** 自社の技術・製品のスペック・性能の見える化を通じて、市場での差別化を可能にする。
- 例2** 自社の技術・製品のスペック・性能を変更することなく、市場投入を可能にする。
- 例3** 一定水準の品質基準などの標準化により、低品質品の排除等を可能にする。
- 例4** 顧客を自社の技術・製品に惹きつけることにより、コスト競争力の強化を可能にする。



(一財)日本規格協会  
標準化アドバイザー  
**岩永 明男**  
Akio Iwanaga

**【主な職歴】**  
昭和49年 1月 通商産業省入省(工業技術院標準部)  
平成14年 6月 産業技術環境局産業基盤標準化推進室長  
平成18年 7月 東北経済産業局産業部長  
平成20年 5月 (社)日本画像医療システム工業会専務理事  
平成27年10月 現職